

法人税実務事例検討

個別和解型の特別清算による子会社への債権放棄
損の取扱い

税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

業績不振の子会社を清算するために、親会社が個別和解型の特別清算手続による債権放棄をした場合には、貸倒損失の計上は認められない場合であっても、会社整理損として損金算入が認められることがある。

事 例

当社は複数の企業グループで製造業を営んでおり、過去に当社の事業の一部を会社分割により A 子会社に移管させていました。

しかしながら、A 子会社の業績が悪化しており、今後も事業の好転が見込めないことから A 子会社を清算し、A 子会社の事業から撤退することとしました。

ところで、A 子会社の事業は、過去において当社の事業の一部を会社分割により A 子会社に移管したものであることから、A 子会社の役員及び従業員のほとんどは当社からの出向者又は転籍者であり、これらの役員及び従業員は A 子会社の清算後は当社にて業務に従事することが予定されています。

また、A 子会社の経営には当社が深く関与していたこともあり、A 子会社の取引先に貸倒損失等の負担を生じさせることは、当社の評判を著しく悪化させ、当社及び当社グループの経営に悪影響を及ぼすことが明らかであり、A 子会社の取引先の債権（A 子会社債務）については、当社からの追加貸付け等により全額を返済後に A 子会社の唯一の債権者となった当社が債権放棄するという手法により特別清算することを計画しています。

この場合において、当社が負担することとなる A 子会社に対する債権に係る債権放棄による損失の金額は、どのような税務処理をすればよいですか。